

マージン率等に係る情報提供

株式会社セイコウ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、以下の情報を提供します。

(対象期間：令和5年度（令和5年1月～令和5年12月）)

記

1	令和6年6月1日付け派遣労働者数	1人
2	令和5年度 派遣先事業所数（実数）	1件
3	令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 (1日当たりの料金額（8時間労働として計算）)	34,832円
4	令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）)	26,144円
5	マージン率 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 (弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです)	24.9%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 営業部 TEL0466-43-7351

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	当社	無償	有給	8時間
制御技術基礎研修	入社1年目	OFF-JT	当社	無償	有給	16時間
制御技術応用研修	入社2年目	OFF-JT	当社	無償	有給	16時間
制御技術発展研修	入社3年目	OFF-JT	当社	無償	有給	16時間
リーダー研修	入社4年目以降	OFF-JT	当社	無償	有給	8時間
マネージャー研修	入社4年目以降	OFF-JT	当社	無償	有給	8時間

7 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結していない

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (2025年3月31日)

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

年次有給休暇（法令に則り付与）、社会保険・雇用保険完備（法基準により）、団体傷害保険加入